

## マイナンバー（個人番号）提供に関するお願い

2016年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になりました。このマイナンバー制度の開始に伴い、あなた及びあなたのご家族の「マイナンバー（個人番号）」（以下「マイナンバー」という。）を提供いただきますようお願い申し上げます。

マイナンバーの提供はあなたやご家族の年末調整や社会保険等手続に必要となりますので、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。（既に退職された方も手続きに必要となります。）

なお、提供いただいたマイナンバーを含む特定個人情報とは下記利用目的のほか、本学特定個人情報取扱規則に掲げる利用目的を超えて利用いたしません。

### 1. マイナンバーの利用目的

あなたやあなたが扶養するご家族に必要となる以下の手続き・事務において利用いたします。

- 健康保険・厚生年金保険の届出事務
- 文部科学省共済組合の届出事務
- 雇用保険の届出事務
- 源泉徴収票等の税に関する帳票作成・届出事務

### 2. マイナンバー提供の手続き方法

「マイナンバー提供書」を記入後、貼付又は添付する確認書類をご準備ください。その後、返信用封筒に準備した書類を封入し、本学まで提出してください。

- ※ 提出書類は、法令で定められた範囲でのみ利用し、保存期間終了後は速やかに廃棄します。
- ※ 提出書類等の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 過去にマイナンバーをご提供いただいている場合は再提出の必要はありません。なお、その場合はご一報いただけますと幸いです。

### 3. マイナンバーの提出方法について

本学よりお配りした返信用封筒に必要事項を記入し、準備した書類を封入してください。

提出時は郵便局の窓口において所定の手続きを行い、【簡易書留】にて発送してください。（※郵便料金は大学が負担します（料金受取人払い）） 「書留・特定記録郵便物受領証」の控えは、各自で一年間保管願います。

- ※ そのままポストへ投函しないでください。紛失した場合、責任を負いかねます。
- ※ 出雲キャンパスに於いては、医学部附属病院内の簡易郵便局で手続きが行えます。
- ※ 直接本学へ持参されても構いません。（紛失した場合、責任を負いかねます。）

### 4. 提出・問い合わせ先

国立大学法人島根大学 総務部人事労務課（本部棟4階） 給与・共済グループ

Tel:0852-32-6624（ダイヤルイン） 内線：（9）2128（受付時間：平日 9:00～16:00）

Email:pld-kyuyo@office.shimane-u.ac.jp

※ みなさまから本学へのマイナンバーの提供は義務ではありません。

しかしながら、各届出事務書類へのマイナンバーの記載は法令に基づく事業主の義務であるため、ご提供いただけない場合は、本学より再度提供の依頼をお送りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## マイナンバー提供の際の本人確認書類について

マイナンバー提供の際の本人確認では、いずれかの方法により「番号確認」と「身元確認」を行っております。記載内容に変更がある場合なども確認をしておりますので、ご了承ください。

提出書類をご準備される際には下記表もご参照ください。

	番号確認書類	身元確認書類
①マイナンバーカードを発行している	 <b>マイナンバーカードのみ (表・裏の両面)</b>	
②通知カードを所持しており、記載内容に変更がない または、通知カードの記載内容に変更があり、変更手続きを行っている	<b>通知カード(※1. ※2) (変更手続きをしている場合は、通知カード表・裏の両面)</b>	<b>顔写真付き書類: 1点(※3) (運転免許証、パスポートなど)</b> <b>顔写真なし書類: 2点(※3) (住民票の写し、健康保険証、年金手帳など)</b>
③転居・改姓などにより、通知カードの記載内容に変更がある(変更手続きを行っていない)	<b>住民票の写し (マイナンバー付き、<u>最新の情報</u>のもの)</b>	<b>上記確認書類 +変更内容が分かる箇所の写し(※2)</b>

### (※1) 通知カードについて

通知カードに記載のある住所と住民票上の住所(①返信用封筒に記載いただく住所、②運転免許証に記載のある最新の住所、を住民票上の住所であると判断しております)や、改姓の事実が一致していない場合は、通知カードを番号確認書類として使用する事ができません。個人番号が記載されている住民票をお取り寄せいただき、ご提出ください。

### (※2) 確認書類の住所の相違について

①返信用封筒にご記載いただく住所や、②確認書類に記載のある住所は全て一致させてください。(一致により本人確認とさせていただきます) 住民票を移していないなどの理由があり、住所が必ずしも一致しない場合は、提供書にその旨を記載いただくか担当者へその旨をお知らせください。

### (※3) 提供時にご提出いただく確認書類について

別紙【「マイナンバー(個人番号)提供書」記入要項】にも提供時に確認書類として使用できる書類が掲載してあります。(番号2参照) こちらも併せてご確認ください。